

群馬県感染症医療措置協定締結医療機関施設・設備整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 群馬県感染症医療措置協定締結医療機関施設・設備整備事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に基づき、県と医療措置協定を締結する医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的とする。

(交付の対象)

第3 この補助金は、別表の第1欄に定める事業を交付の対象とし、同表の第2欄に定める医療機関の開設者を補助事業者とする。

2 補助事業者は、自己又は自法人の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(交付の対象外費用)

第4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第5 この補助金の交付額は、それぞれ次により算出された額の合計額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

(交付の条件)

第6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、別表第1欄(1)から(3)の事業の内容のうち、次のもの以外を変更する場合は、この限りでない。
 - ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、廃棄又は取り壊してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産並びに価格が単価50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 県補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が1億円以

上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。

(10) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第7号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月10日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(12) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（交付申請）

第7 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、別に知事が定める日までに知事に提出して行うものとする。

なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（変更交付申請）

第8 この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第1号様式に関係書類を添えて別に知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第9 知事は、前2条の交付の申請に基づき、当該申請に係る書類の審査等により、この補助金を交付すべきもの又は変更して交付すべきものと認めるときは、交付の決定又は変更の交付の決定をするものとする。

2 交付対象事業の着手は、原則として、補助金の交付の決定を受けて行うものとするが、当該年度内において、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定前に着手（以下「交付決定前着手」という。）することができるものとする。

3 補助事業者は、前項の交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助金の交付の決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了承の上で、交付決定前着手届（第2号様式）をあらかじめ提出するものとする。

（遂行状況報告）

第 10 補助事業者は、事業の遂行状況について、知事から要求があったときは、速やかに第 3 号様式による状況報告書に係る書類を添えて、知事に提出するものとする。

(実績報告)

第 11 補助事業者は、事業が完了した日から 20 日以内又は翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（第 4 号様式）に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。

なお、施設整備事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の 4 月 5 日までに、第 5 号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

また、7 に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 知事は、前条の報告を受けたときは、関係書類の審査、現地調査等により、当該報告に係る補助事業の実施結果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該額を交付するものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

3 知事は、補助事業の遂行上、特に必要があると認めたときは、補助事業者に対し、概算払いをすることができる。

4 前項の規定により概算払いを受けようとする補助事業者は、知事と協議のうえ、概算払請求書（第 6 号様式）を知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 13 知事は、規則第 13 条第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例第 7 条に抵触するとき。

(3) その他、規則に違反したとき。

(補助金の返還)

第 14 補助事業者は、補助金の交付の決定が取り消されたときは、当該取消しに係る補助金を知事の定める期間内に返還しなければならない。

(雑則)

第 14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年8月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年11月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

1 事業区分	2 補助対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(1) 病室感染対策施設整備事業	病床確保に係る協定締結医療機関 ※協定締結が決まっている場合を含む。	1 室当たり 29,420,000 円に 対象室数を乗じて得た額を上限として、知事が必要と認めた額	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の附属設備の整備を含む。）	2/3
(2) 病棟等感染対策施設整備事業	病床確保に係る協定締結医療機関 ※協定締結が決まっている場合を含む。	対象面積 1 m ² 当たり 484,000 円に 対象面積を乗じて得た額を上限として、知事が必要と認めた額	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーティションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	10/10
(3) 個人防護具保管施設整備事業	病床確保に係る協定締結医療機関、発熱外来に係る協定締結医療機関及び自宅療養者等医療を内容とする協定締結医療機関 ※協定締結が決まっている場合を含む。	対象面積 1 m ² 当たり 484,000 円に 対象面積を乗じて得た額を上限として、知事が必要と認めた額	病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	10/10
(4) 病床確保設備整備事業	病床確保に係る協定締結医療機関 ※協定締結が決まっている場合を含む。	(1) 簡易陰圧装置 1 病床当たり 4,320,000 円に 対象病床数を乗じて得た額を上限として、知事が必要と認めた額 (2) 検査機器（PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置） 1 台当たり 9,350,000 円に 対象台数を乗じて得た額を	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR 検査装置 / 等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッドの購入費	10/10

		上限として、知事が必要と認めた額 (3)簡易ベッド 1台当たり 51,400 円に 対象台数を乗じて得た額を上 限として、知事が必要と認め た額		
(5) 発熱外来設備 整備事業	発熱外来に係る 協定締結医療機 関 ※協定締結が決 まっている場合を 含む	(1)検査機器（PCR 検査装置、 等温遺伝子増幅装置） 1台当たり 9,350,000 円 に 対象台数を乗じて得た額を上 限として、知事が必要と認め た額 (2)簡易ベッド 1台当たり 51,400 円に 対象台数を乗じて得た額を上 限として、知事が必要と認め た額 (3)HEPA フィルター付き空気 清浄機（陰圧対応可能なもの に限る） 1カ所当たり 905,000 円 を上限として、知事が必要 と認めた額	発熱外来に係る協定締結医 療機関として必要な検査機 器（PCR検査装置/等温遺伝 子増幅装置）、簡易ベッ ド、HEPAフィルター付き空 気清浄機（陰圧対応可能な ものに限る）の購入費	10/10

(注) 1 第一欄(1)～(3)において、同一事業について補助を受けるときは、交付額が重複することのないよう、今年度分の基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。）から当該補助の際の基準面積を進捗率により案分し差し引くこととする。

2 第一欄(1)～(3)において、補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。